

医療法人正寿会介護老人保健施設  
玉穂ケアセンター施設サービス利用者への説明書  
(令和8年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 目的と運営方針

○目的：当施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

○運営方針：

基本理念「やすらぎ」

基本方針・利用者の意思と人格を尊重し、早期の家庭復帰に努めます。

・医学的管理の下に、看護、介護、リハビリテーションなど総合的なケアに努めます。

・地域との連携を図り、在宅ケア支援の拠点となれるように努めます。

(2) 施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・ 医師	1			医学的対応
・ 薬剤師		1		薬剤管理
・ 看護職員	10		1	医療行為
・ 介護職員	30		3	介護業務
・ 支援相談員	3			相談・サービス調整等
・ 機能訓練士	3	1		運動機能向上訓練指導等
・ 管理栄養士	1			栄養管理・献立作成
・ 介護支援専門員	3			ケアプランの作成等
・ 事務職員等	6			事務全般・清掃・運転

(3) 入所定員等

○定員 100名（うち認知症専門棟 32名）

○療養室 個室・8室／2人室・2室／4人室・22室

(4) 通所定員 30名

(5) サービス内容

①施設サービス計画の立案、実施

②短期入所療養介護計画の立案、実施

③介護予防短期入所療養介護計画の実施

- ④食事（食事は原則として食堂兼入所者デイルームでおとりいただきます。）  
朝食は7時30分～ 昼食は11時40分～ 夕食は17時30分～
- ⑤入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥医学的管理・看護
- ⑦介護（退所時の支援も行います。）
- ⑧リハビリテーション
- ⑨相談援助サービス
- ⑩栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪理美容サービス
- ⑫行政手続代行

※サービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

#### (6) 協力医療機関等

当施設では、次の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ◇市立甲府病院 甲府市増坪町336 電話055(244)1111
- ◇甲府城南病院 甲府市上町753 電話055(241)5811
- ◇笛吹中央病院 笛吹市石和町四日市場47-1 電話055(262)2185
- ◇たまほ歯科クリニック 中央市成島2368 電話055(274)1118

※緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### (7) 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓は消防法に規定に則り、設置しています。
- ・防災訓練 年2回です。
- ・防火管理者は、石原笑子 です。
- ・火元責任者は、各フロア係長です。

#### (8) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みの際には、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

## 2. 施設利用にあたって

### (1) 留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前9時から午後8時までですが、来所は午後7時までにお問い合わせいたします。
- ・外出、外泊は、当施設の許可を得てからお願いします。
- ・飲酒、喫煙は、禁止しています。
- ・火気を取扱うときには、必ず防災管理者の許可を得てからお願いします。
- ・設備、備品を利用する際は、当施設の許可を得てからお願いします。

- ・所持品、備品等の持ち込みは、当施設の許可を得てからお願いします。
- ・金銭、貴重品の持ち込みは、ご遠慮いただきます。
- ・外泊時等の施設外での受診は、当施設の許可を得てからお願いします。
- ・ペットの持ち込みは、禁止しています。
- ・安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の活動・勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

## (2) 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。下記担当者までお申し出下さい。

相談・苦情受付窓口 : 渡邊美代香 (支援相談員)  
 電話番号 : 055-273-7331 (玉穂ケアセンター)

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関に備えつけられた「利用者の声」箱をご利用いただき、施設長に直接お申し出いただくこともできます。関係市町村等窓口は次のとおりです。

### 《行政等窓口》

市町村	山梨県
担当課	健康長寿推進課
住所	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
電話番号	055-223-1493

連合会	山梨県国民健康保険団体連合会
住所	甲府市蓬沢1-15-35
電話番号	055-233-9201

### 3 a. 施設サービスについて

- 当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者（利用者代理人）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。
- 医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
  - リハビリテーション：施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。リハビリテーション室（機能訓練室）においても行っています。
  - 栄養管理：心身の状態の維持及び改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
  - 生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

### 3 b. 短期入所療養介護について

短期入所療養介護は、要介護者（経過的要介護者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### 4 a. 利用料金について

(1) 保険給付の自己負担額・「介護保険負担割合証」に記載された割合

\* 基本料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度により利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担における自己負担分です)

算定要件が整った場合は、介護保険施設サービス費（I）の加算型又は強化型を算定します。

介護保険施設サービス費 (I) 加算型		個 室	多 床 室
	要介護1	717円/日	793円/日
要介護2	763円/日	843円/日	
要介護3	828円/日	908円/日	
要介護4	883円/日	961円/日	
要介護5	932円/日	1,012円/日	

介護保険施設サービス費 (I) 強化型		個 室	多 床 室
	要介護1	788円/日	871円/日
要介護2	863円/日	947円/日	
要介護3	928円/日	1,014円/日	
要介護4	985円/日	1,072円/日	
要介護5	1,040円/日	1,125円/日	

\* 安全対策体制加算として入所日1回20円が加算されます。

\* 生産性向上推進体制加算Iとして月10円加算されます。

\* 入所の日から起算して3月以内の期間に医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200円加算されます。

\* 入所後30日間に限って、初期加算として1日につき30円または60円のどちらかが加算されます。

\* 認知症専門棟入所の場合は認知症ケア加算として1日につき76円加算されます。

\* 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれるものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3回を限度として1日につき120円加算されます。

- \*在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日につき51円加算されます。(加算型時のみ加算されます。)
  - \*外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて362円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。
  - \*容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、1日につき518円をいただきます。
  - \*容体によって、療養食を提供した場合、1食につき6円いただきます。
  - \*必要に応じて入所前後に居宅を訪問した場合、入所前後訪問指導加算(I)として450円あるいは入所前後訪問指導加算(II)として480円が加算される場合があります。
  - \*施設で看取りを行った場合、ターミナルケア加算として、死亡日以前45日以上31日以下については1日につき72円、4日以上30日以下については1日につき160円を、死亡日の前日及び前々日については1日につき910円を、死亡日については1日につき1,900円を、死亡月に加算させていただきます。
  - \*1月以上入所し、自宅に退所する場合、退所後の主治の医師に対して、診療状況を添えて紹介を行った場合に、退所時情報提供加算として500円いただきます。また、医療機関へ退所する利用者について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、250円いただきます。
  - \*管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、療養食加算対象利用者の栄養管理に関する情報を提供した場合、退所時栄養情報連携加算として70円いただきます。
  - \*再入所時栄養連携加算として、医療機関等から当施設への再入所者であって、療養食加算対象利用者の場合に加算させていただきます。
  - \*入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定いたします。
  - \*入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等利用の方針を定めた場合、入退所前提携加算(I)(II)として、1回600円または、400円をいただきます。
  - \*当該介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上の場合、サービス提供体制強化加算(I)イとして、22円いただきます。
  - \*夜勤を行う看護職員又は介護職員が規定数配置されている場合は、夜勤職員配置加算として、1日につき24円をいただきます。
  - \*介護職員処遇改善加算(I)として、所定単位数の9.7%に相当する金額を算定させていただきます。
- ※加算内容に関し、体制変更や介護報酬改定がございました際には、予め書面にてご案内させていただきます。

## (2) その他の利用料

### ①食費(1日当たり) 1,830円

ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

- ・ 従来型個室 1, 728円
- ・ 多床室 437円

ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

上記「食費」及び「居住費」は、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、次のとおりです。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

区分	食費	従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	550円	0
利用者負担第2段階	390円		430円
利用者負担第3段階①	650円	1,370円	
利用者負担第3段階②	1360円		

③ おやつ代（1日当たり） 50円（税別）※お食事代に含まれます。

好きな飲み物もご用意いたしますので、職員にお申し出ください。

④ 入所者が選定する特別療養室料／1日 個室2, 200円・2人室1, 100円  
個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

⑤ 日常生活品費／1日 300円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥ 教養娯楽費／1日 その都度実費

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑦ 理美容代／1回 2, 200円（カット）

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑧ 行事費 その都度実費

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

⑨ 健康管理費 3, 800円

インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑩ 私物洗濯代／1回 605円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑪ 電気代／電気製品持込1品 55円（テレビのみ77円）

個人的なテレビ利用や電気機器等をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑫ フリードリンク代として1日100円をいただきます。

⑬その他の費用

診断書等の文書の発行については、別途お支払いいただきます。死亡時、死亡診断書につきましては、10,000円をお支払いいただきます。

要介護認定申請の代行及び利用者負担軽減申請等の証明費用として、1,000円をお支払いいただきます。

(3) 支払い方法

○毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。

○お支払い方法は、現金、銀行振込口座引落しがあります。利用同意時にお選びください。

4b. 利用料金について

(1) 保険給付の自己負担額・・・「介護保険負担割合証」に記載された割合

\* 基本料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担における自己負担分です）

算定要件が整った場合は、介護保険施設サービス費（I）加算型又は強化型を算定します。

介護保険施設サービス費（I） 加算型		個 室	多 床 室
	要支援1		613円/日
	要支援2		774円/日
	要介護1		830円/日
	要介護2		880円/日
	要介護3		944円/日
	要介護4		997円/日
要介護5		1,052円/日	

介護保険施設サービス費（I） 強化型		個 室	多 床 室
	要支援1		672円/日
	要支援2		834円/日
	要介護1		902円/日
	要介護2		979円/日
	要介護3		1,044円/日
	要介護4		1,102円/日
要介護5		1,161円/日	

\* 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき200円が加算されます。

\* 認知症専門棟入所の場合は、上記基本料に1日につき76円加算されます。

\* 当該介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80%以上の場合、サービス提供体制強化加算（I）イとして、22円いただきます。

\* 夜勤を行う看護職員又は介護職員が規定数配置されている場合は、夜勤職員配置加算として、1日につき24円をいただきます。

\* 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道につき184円加算されます。

- \* 容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、1日につき511円をいただきます。
- \* 容体によって、療養食を提供した場合1食につき6円をいただきます。
- \* 居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90円をいただきます。
- \* 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、所定単位数の9.7%に相当する金額を算定させていただきます。

※加算内容に関し、体制変更や介護報酬改定がございました際には、予め書面にてご案内させていただきます。

(2) その他の利用料

- ①食費 朝食 500円、 昼食 800円、 夕食 530円  
 ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

②滞在費（療養室の利用費）／1日

- ・従来型個室 1, 728円
- ・多床室 437円

ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。  
 上記「食費」及び「滞在費」は、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、次のとおりです。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

区分	食費	滞在費	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	550円	0
利用者負担第2段階	600円		430円
利用者負担第3段階①	1000円	1,370円	437円
利用者負担第3段階②	1300円		437円

- ③入所者が選定する特別療養室料／1日 個室2, 200円・2人室1, 100円  
 個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④日常生活品費／1日 300円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤教養娯楽費／1日 その都度実費

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥理美容代／1回 2,200円(カット)

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑦行事費 その都度実費

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

⑧健康管理費 3,800円

インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑨私物洗濯代／1回 605円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑩電気代／電気製品持込1品 55円(テレビのみ73円)

個人的なテレビ利用や電気機器等をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑪フリードリンク代として1日100円をいただきます。

⑫その他の費用

診断書等の文書の発行について、3,000円をお支払いいただきます。

要介護認定申請の代行及び利用者負担軽減申請等の証明費用として、1,000円をお支払いいただきます。

### (3) 支払い方法

○毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。

○お支払い方法は、現金、銀行振込口座引落しがあります。利用同意時にお選びください。

## 5. 個人情報の利用目的について

当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を次のとおり定めています。

### (1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

①介護老人保健施設内部での利用目的]

○当施設が利用者等に提供する介護サービス

○介護保険事務

○介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

・入退所等の管理

・会計、経理

・事故等の報告

・当該利用者の介護及び医療サービスの向上

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

○当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等

との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見及び助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・家族等への心身の状況説明

○介護保険事務のうち

- ・保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

○損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外の利用目的

①当施設の内部での利用に係る利用目的

○当施設の管理運営業務のうち

- ・医療及び介護サービスや業務の維持及び改善のための基礎資料
- ・当施設において行われる学生の実習への協力
- ・当施設において行われる事例研究

②他の事業者等への情報提供に係る利用目的

○当施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関への情報提供

## 介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担等にかかる同意書

介護老人保健施設のサービスを利用するにあたり、玉穂ケアセンター施設サービス（短期入所生活介護含む）利用約款に基づき、利用者への説明書による利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。

その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に次の事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

- 1 介護老人保健施設玉穂ケアセンターの諸規定を守り、職員の指示に従います。
- 2 使用料等の費用の支払いについては、貴施設に対し、一切迷惑をかけません。
- 3 利用中に事故が生じた場合、重大な過失がない限り、貴施設に対し、一切の責任を問いません。
- 4 利用中の病状急変時については、貴施設の対応に異議申し立てを致しません。

令和 年 月 日

<利用者> 住 所

氏 名

印

<主介護者> 住 所

氏 名

印

電話番号

<連帯保証人> 住 所

氏 名

印

利用者との関係（ ）

電話番号

医療法人正寿会 介護老人保健施設

玉 穂 ケ ア セ ン タ ー

理事長 長谷川 智里 様